

西脇市・黒田庄町合併協議会

第2回会議資料

日時：平成15年12月19日（金） 午後1時30分～
場所：黒田庄町中央公民館 大ホール

第 2 回 西 脇 市 ・ 黒 田 庄 町 合 併 協 議 会 次 第

と き 平成15年12月19日（金）
午後 1 時30分から
と ころ 黒田庄町中央公民館 大ホール

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

報告事項

報告第13号 今後の市町経営のあり方に関する「支援地域」の指定について

報告第14号 「住民意向調査」の結果（中間報告）について

協議事項

協議第 4 号 新市建設計画「新市まちづくり計画」策定方針について

協議第 5 号 合併の方式について

協議第 6 号 合併の期日について

協議第 7 号 新市の名称について

協議第 8 号 新市まちづくり計画検討小委員会の設置について

事前提案事項

協議第 9 号 新市の事務所の位置について

協議第10号 財産の取扱いについて

協議第11号 一般職の職員の身分の取扱いについて

協議第12号 条例・規則等の取扱いについて

協議第13号 町・字の区域及び名称の取扱いについて

協議第14号 慣行の取扱いについて

協議第15号 各種事業（都市交流事業）の取扱いについて

協議第16号 各種事業（広報広聴関係事業）の取扱いについて

4 その他

協議会日程 第 3 回 1 月20日（火） 西脇市生涯学習まちづくりセンター

第 4 回 2 月19日（木） 黒田庄町中央公民館

5 閉会

報 告 事 項

報告第13号	今後の市町経営のあり方に関する「支援地域」の指定について	P 1 ~ P 2
報告第14号	「住民意向調査」の結果（中間報告）について	P 3 ~ P 4

報告第13号

今後の市町経営のあり方に関する「支援地域」の指定について

西脇市及び黒田庄町が、今後の市町経営のあり方に関する「支援地域」として、別紙のとおり平成15年11月26日付けで指定を受けたので報告する。

平成15年12月19日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

市振第2393号
平成15年11月26日

西脇市長 内橋 直昭 様
多可郡黒田庄町長 東野 敏弘

兵庫県知事 井戸 敏三

今後の市町経営のあり方に関する「支援地域」
の指定について

平成15年11月17日付けう～001及び黒甲第3150号により提出のありました
標記のことについて、下記のとおり指定することとします。

記

- 1 指定する地域 西脇市及び多可郡黒田庄町
- 2 指 定 日 平成15年11月26日

報告第14号

「住民意向調査」の結果（中間報告）について

「住民意向調査」の結果（中間報告）について別紙のとおり報告する。

平成15年12月19日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会 長 内 橋 直 昭

住民意向調査（中間報告）について

調査目的

「新市まちづくり計画」を策定するための基礎資料として活用することを目的に調査を実施しました。

調査実施期間

平成15年11月7日～21日

調査対象者

平成15年10月1日現在、西脇市・黒田庄町に在住する昭和63年4月1日以前に生まれた者（高校1年生相当年齢以上）から無作為抽出。なお、対象者の男女比については同率、年代別に別途配布数を設定し、調査を実施しました。

西脇市	黒田庄町	合計
3,040人 (76.0%)	960人 (24.0%)	4,000人 (100%)

回答率【居住地別】

[上段 = 回答人数・回答構成比率、下段 = 回答率]

西脇市	黒田庄町	不明	合計
1,284人 (69.5%)	537人 (29.1%)	26人 (1.4%)	1,847人 (100%)
42.2%	55.9%	-	46.2%

回答率【男女別】

[上段 = 回答人数・回答構成比率、下段 = 回答率]

男	女	不明	合計
798人 (43.2%)	1,023人 (55.4%)	26人 (1.4%)	1,847人 (100%)
39.9%	51.2%		46.2%

回答率【年代別】

[上段 = 回答人数・回答構成比率、下段 = 回答率]

10歳代	20歳代	30歳代	40歳代
160人 (8.7%)	277人 (15.0%)	342人 (18.5%)	331人 (17.9%)
24.6%	38.5%	47.5%	46.0%
50歳代	60歳代	70歳代以上	不明
329人 (17.8%)	197人 (10.7%)	186人 (10.1%)	25人 (1.4%)
45.7%	53.2%	50.2%	

協 議 事 項

協議第4号	新市建設計画「新市まちづくり計画」策定方針について	P 1 ~ P 7
協議第5号	合併の方式について	P 8 ~ P 10
協議第6号	合併の期日について	P 11 ~ P 12
協議第7号	新市の名称について	P 13 ~ P 14
協議第8号	新市まちづくり計画検討小委員会の設置について	P 15 ~ P 17

協議第4号

新市建設計画「新市まちづくり計画」策定方針について

新市建設計画「新市まちづくり計画」策定方針を次のように定める。

平成15年11月14日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

平成 年 月 日確認

新市まちづくり計画（新市建設計画）の策定方針について

【計画の概要】

新市まちづくり計画とは、合併後の新市のマスタープランとしての役割を担うものです。特に新設合併の場合、合併後の新市がどのようなまちづくりを進めていくのかを決めていくものであり、地域住民の将来にビジョンを示す大切なものであると言えます。

また、合併特例法に定められている合併特例債などの財政支援措置を受けるためには、本計画に事業計画として位置づけておく必要があります。

市町村合併の特例に関する法律（関係部分抜粋）

計画に掲げる基本的事項

第5条第1項

- ・合併市町村の建設の基本方針
- ・合併市町村の建設の根幹になるべき合併市町村及び都道府県が実施する事業に関わる事項
- ・公共的施設の統合整備に関する事項
- ・合併市町村の財政計画

策定目的

第5条第2項

市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。

知事への協議

第5条第3項

市町村建設計画を作成したときは、あらかじめ都道府県知事に協議をしなければならない。

【総合計画との関係】

総合計画は、地方自治法の規定に基づき策定されるもので、市町村が将来を見通した長期にわたる経営の基本を確立するとともに、施策をひとつのまとまりのあるものとする事で、独自のまちづくりを進める基本となるものです。一方、市町村建設計画は、新しいまちづくりに向けての将来ビジョンとなるものですが、法定協議会段階では、合併後の事業内容を合併前に詳細に固めてしまうことは難しいこと、また、予算の確定や事業箇所決定及び各事業間の優先度の判断等、不確定な部分が多く、最終的には事業が具体化する合併後の新しい市町村において判断せざるを得ないことから、近年の合併事例において市町村建設計画は、新市町村の「総合計画の基本構想的な位置づけ」となっている場合が多いようです。

【計画策定方針】

合併協議会で策定する新市まちづくり計画については、おおむね次のような方針で臨むものとします。

新市まちづくり計画は、西脇市及び黒田庄町の合併後の新市におけるマスタープランとしての役割を担うものであることから、両市町の既存の総合計画をはじめとする各種計画、住民意向調査等を十分に踏まえ、両市町の速やかな一体性を確保し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上に資するものとなるように策定するものとする。

合併後の新市の将来目標を定め、新市のまちづくりを行っていくための基本方針、また、それを実現するための主要事業及び公共施設の統合整備については、将来を展望した長期的視野に立って策定するものとする。

計画の内容については、単にハード面の整備だけでなく、ソフト事業にも配慮するとともに、実現可能で、かつ、真に新市のまちづくりに資する事業を選び、健全な行財政運営に裏付けられた着実なものとする。

計画策定期間については、合併後からおおむね 10 年間について定めるものとする。ただし、財政計画については、合併後 15 年間を見据えたものを作成するものとする。

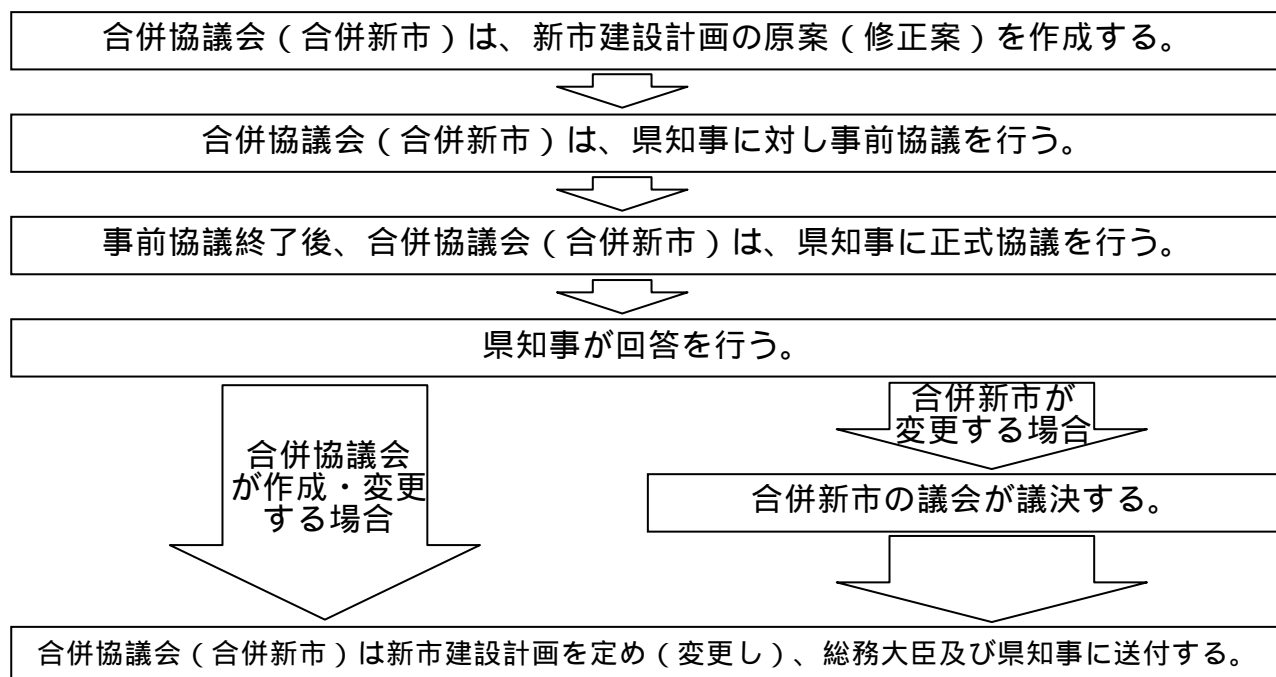
財政計画については、作成に当たっては、今後の経済情勢等の見通しを踏まえるとともに、地方交付税、補助金及び地方債（合併特例債）などの依存財源を過大に見積もることなく、健全な財政運営が行われるよう十分配慮したものとする。

新市の進むべき方向について、より具体的かつ詳細な内容は、合併後の新市において策定する総合計画に委ねるものとする。

【計画作成（変更）の手順】

新市まちづくり計画の作成手順は、合併特例法第5条で規定されています。作成は合併協議会が行いますが、合併後の変更については、合併新市が議会の議決を経て行うこととなります。

作成（変更）に係るフローを図示すると以下のとおりです。

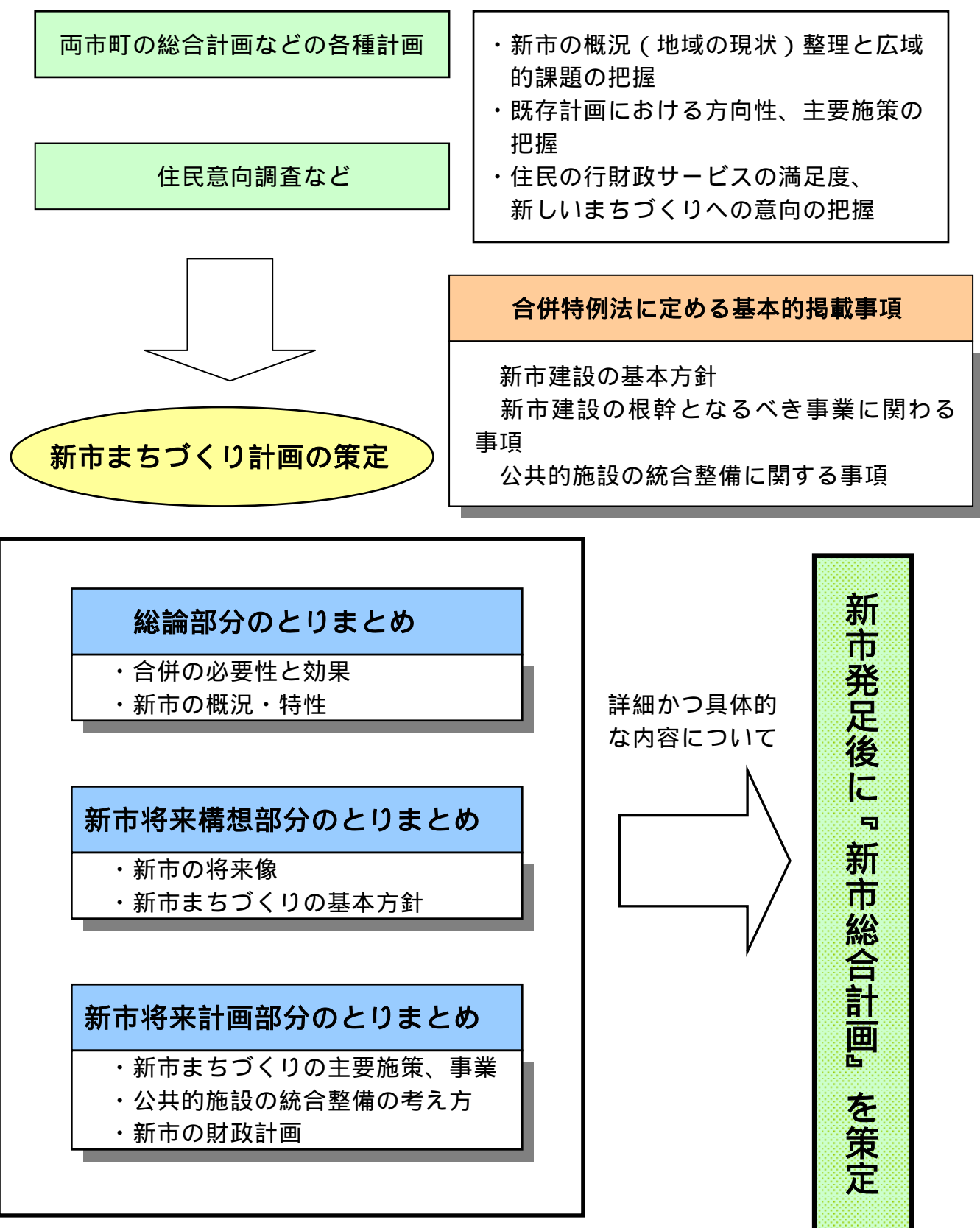


【計画の構成・内容】

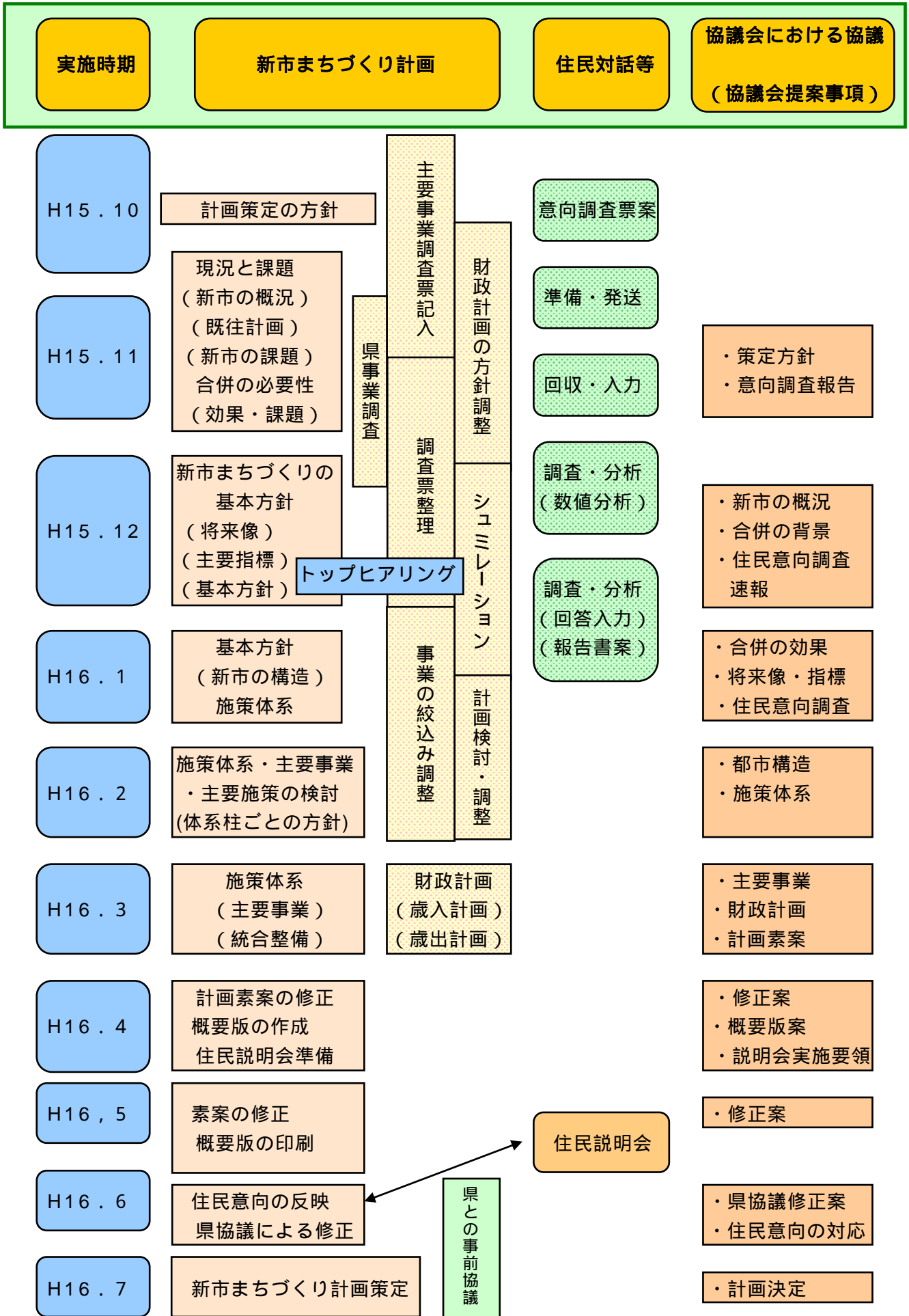
新市まちづくり計画の構成・内容は以下のようになります。

検討項目	検討内容
序 論	
合併の必要性と効果	地方分権や少子高齢化などの社会潮流、地域活性化などの観点から合併の必要性を検討し、住民にとって不利益、不便が生じないような合併及び新市のまちづくりの留意点を整理する。
計画策定方針	計画の趣旨、構成、期間等について位置付ける。
新市の概要	
地域の概況・特性	両市町を取り巻く社会潮流について分析、また地勢・人口・世帯等の社会経済指標の推移を把握し、地域の現状分析を行う。
地域課題の把握・検討	広域市町村計画から見た位置付け、地域の現状と住民アンケート調査等から新市のまちづくりの主要課題を把握し、検討する。
主要指標の見通し	
	新市の将来人口、年齢別人口、世帯数等の見通しを検討する。
新市のまちづくりの基本方針	
新市の将来像・基本理念	新市の計画推進の基本理念・将来像を定め、まちづくりの方向性、建設の目標を示す。
新市まちづくりの基本方針	新市の将来像を実現するための基本方針を検討する。
土地利用	社会経済条件等に配慮し、新市の都市構造を設定し、長期的展望から地域別の適切な土地利用の基本方針を検討し、必要に応じ地域別の整備方針を具体的に明示する。
地域別整備の方針	
新市の施策	
施策体系	基本方針ごとに、より具体的な施策方針を定め、施策の体系化、施策展開の考え方を示し、主要事業の位置付けを行う。 (例) ・産業の振興 ・都市基盤・生活基盤の整備 ・健康福祉の充実 ・自然環境と共生するまちづくり など
事業推進	基本方針を実現するための新市事業・県事業を具体的に示す。
公共的施設の適正配置と整備	
	住民サービスの低下を招かないように地域の実情と財政事情を勘案し、市役所をはじめとする公共施設の統合整備、適正配置、機能の充実の方向について検討する。
財政計画	
前提条件の設定	過去の歳入・歳出の推移、合併による財政支援措置の活用を踏まえ、財政見通しの検討のための前提条件を設定する。
歳入・歳出の見通し	合併後の歳入、歳出に係る財政見通しを検討する。 (一般的には合併後10年、県の指導では15年)

【計画策定の体系図】



【計画策定スケジュール】



協議第 5 号

合併の方式について

合併の方式については、次のとおりとする。

平成 15 年 11 月 14 日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会 長 内 橋 直 昭

合併の方式
西脇市及び黒田庄町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する 新設合併（対等合併）とする。
平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

			専門部会名	幹事会
協定項目	1 合併の方式	関係項目		
調整内容	西脇市及び黒田庄町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併（対等合併）とする。			

区分	新設合併	編入合併	備考	
定義	二以上の市町村を廃止して、その区域に新たに一つの市町村を置くこと。	一以上の市町村を廃して、その区域を他の市町村の区域に編入すること。	【最近の先進事例】	
法人格	合併関係市町村（合併前の市町村）の法人格はすべて同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生する。	編入する市町村の法人格はそのまま存続し、編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅する。	《新設合併》 篠山市（篠山町、西紀町、丹南町、今田町） あきるの市（秋川市、五日市町） ひたちなか市（勝田市、那珂湊市） 北上市（北上市、和賀町、江釣子村） 東かがわ市（引田町、白鳥町、大内町） 山県市（高富町、伊自良町、美山町） 周南市（徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町） 瑞穂市（穂積町、巢南町） 千曲市（更埴市、戸倉町、上山田町）	
合併市町村の名称	新たに定める。	一般的には、編入をする市町村の名称となる。（新たに定めることもできる。）		
事務所の位置	新たに定める。	一般的には、編入をする市町村の事務所の位置となる。		
議会議員	原則	合併関係市町村の議員はその身分を失う。地方自治法に定める定数の議員の選挙（設置選挙）を行い、新議員を選出する。任期は、設置選挙の日から4年		《編入合併》 盛岡市（盛岡市、都南村） 水戸市（水戸市、常澄村） 新潟市（新潟市、黒埼町） 潮来市（潮来町、牛堀町） 呉市（呉市、下蒲狩町） 新居浜市（新居浜市、別子山村） 野田市（野田市、関宿町） 新発田市（新発田市、豊浦町） 田原市（田原町、赤羽根町）
	特例	合併関係市町村の協議により次のいずれかによることができる。 （定数特例制度） 設置選挙により選出される議会の議員の任期に限り、法定数の2倍まで議員を置くことができる。 （在任特例制度） 合併関係市町村の議会議員の被選挙権を有することとなる者は、全員、2年以内の間引き続き在任できる。		

区 分		新 設 合 併	編 入 合 併	備 考
農 業 委 員 会 委 員	原 則	合併関係市町村の委員は、その身分を失う。 新たに選挙及び選任により委員を選出する。	編入される市町村の委員はその身分を失い、編入する市町村の委員は、そのまま在任する。	
	特 例	合併関係市町村の（選挙による委員）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、10～80人の範囲で1年以内の間在任できる。	編入をする市町村の委員（選挙による委員）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で編入する市町村の委員の残任期間在任できる。	
特 別 職	合併関係市町村の特別職は失職する。 なお、合併市町村の首長は、選挙により選出することとなり、助役、収入役等は、新たに任命されることになる。	編入をする市町村の特別職は身分に変動はないが、編入される市町村の特別職は失職する。		
一 般 の 職 員	消滅する合併関係市町村の職員は全員失職するが、全員合併市町村に引き継がれる。	編入をする市町村の職員は在任し、編入される市町村の職員は、全員編入する市町村に引き継がれる。		
条 例 ・ 規 則	合併関係市町村の条例・規則は全て失効し、新たに制定することとなる。	編入される市町村の条例・規則は失効し、基本的には編入をする市町村の条例・規則に統一される。 (合併に伴い必要な改正を行う。)		
建設計画の作成	合併関係市町村全域に係る建設計画を作成する必要がある	少なくとも、編入される市町村の区域についての建設計画を作成する必要がある。		

協議第6号

合併の期日について

合併の期日については、次のとおりとする。

平成15年11月14日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

合併の期日
合併の期日は、平成17年3月末日までとする。
平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

			専門部会名	幹事会
協定項目	2 合併の期日	関係項目		
調整内容	合併の期日は、平成17年3月末日までとする。			

留意事項	先進事例			
	合併期日	新市町名	合併関係市町村名	合併方式
<p>1 市町村が合併するためには、関係市町村の各議会において議決してから都道府県知事への合併申請、都道府県議会での議決、知事の合併決定、総務大臣への届出（知事から）、総務大臣による告示など、様々な手続きが定められており、相当の日数を要することから、この点を十分に考慮して合併の期日を定める必要がある。</p> <p>2 期日決定に当たっては、住民との意見交換及び合意形成に要する期間、住民生活への影響、合併時に予定される事務事業又は公的行事との関係、協議会の協議の進捗状況、首長、議会議員の任期、合併時の事務処理・引継の利便性等を総合的に勘案して判断すべきである。</p> <p>合併の期限 合併特例法の期限内(平成17年3月31日まで)</p> <p>1 市になるための要件の特例(平成17年3月31日までに合併した場合) 合併特例法第5条の3 地方自治法第7条第1項の規定に基づき市の区域の全部を含む区域をもって市を設置する処分のうち市町村の合併に係るものについては、当該処分により設置されるべき当該普通地方公共団体が同法第8条第1項各号に掲げる要件のいずれかを備えていない場合であっても、同項各号に掲げる要件を備えているものとみなす。</p> <p>2 合併特例法上の優遇措置(平成17年3月31日までに合併した場合) 地方交付税の合併算定替や合併特例事業の推進など合併市町村に対する財政措置が受けられる。 平成17年3月31日までに関係市町村議会での議決を経て都道府県知事に合併申請をした場合に限り、法改正による優遇措置の適用を総務省が検討中。(平成15年6月11日 総務事務次官通知)</p>	平成13年4月1日(日)	潮来市	潮来町、牛堀町	編入
	平成13年5月1日(火)	さいたま市	浦和市、大宮市、与野市	新設
	平成13年11月15日(木)	大船渡市	大船渡市、三陸町	編入
	平成14年4月1日(月)	さぬき市	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町	新設
	平成14年11月1日(金)	つくば市	つくば市、荳崎町	編入
	平成15年2月3日(月)	福山市	福山市、内海町、新市町	編入
	平成15年3月1日(土)	廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	編入
	平成15年4月1日(火)	南アルプス市	櫛形町、白根町、若草町、甲西町、八田村、芦安村	新設
	平成15年4月21日(月)	周南市	徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町	新設
	平成15年5月1日(木)	瑞穂市	穂積町、巢南町	新設
	平成15年6月6日(金)	野田市	野田市、関宿町	編入
	平成15年7月7日(月)	新発田市	新発田市、豊浦町	編入
	平成15年8月20日(水)	田原市	田原町、赤羽根町	編入
	平成15年9月1日(月)	千曲市	更埴市、戸倉町、上山田町	新設

協議第7号

新市の名称について

新市の名称については、次のとおりとする。

平成15年11月14日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

新市の名称
新市の名称は「西脇市」とする。
平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

			専門部会名	幹事会
協定項目	3 新市の名称	関係項目		
調整内容	新市の名称は「西脇市」とする。			

現 況		備 考																																																
西 脇 市	黒 田 庄 町																																																	
昭和27年4月1日 多可郡西脇町、同郡日野村、同郡重春村及び同郡比延庄村を廃し、その区域全部をもって新たに西脇市を設置する。 昭和29年3月30日 加西郡芳田村を廃し、その区域を西脇市に編入する。	昭和35年1月1日 多可郡黒田庄村を多可郡黒田庄町とする。																																																	
<p>【新設合併の事例】 合併関係市町村のいずれかの名称を使用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都道府県名</th> <th>新市(名称)</th> <th>合併年月日</th> <th>合併関係市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手県</td> <td>北上市</td> <td>平成3年4月1日</td> <td>北上市、和賀町、江釣子村</td> </tr> <tr> <td>兵庫県</td> <td>篠山市</td> <td>平成11年4月1日</td> <td>篠山町、西紀町、丹南町、今田町</td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>静岡市</td> <td>平成15年4月1日</td> <td>静岡市、清水市</td> </tr> <tr> <td>福岡県</td> <td>宗像市</td> <td>平成15年4月1日</td> <td>宗像市、玄海町</td> </tr> <tr> <td>岐阜県</td> <td>本巣市</td> <td>平成16年2月1日(予定)</td> <td>本巣町、真正町、糸貫町、根尾村</td> </tr> </tbody> </table> <p>新しい名称を使用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都道府県名</th> <th>新市(名称)</th> <th>合併年月日</th> <th>合併関係市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都</td> <td>西東京市</td> <td>平成13年1月21日</td> <td>保谷市、田無市</td> </tr> <tr> <td>山梨県</td> <td>南アルプス市</td> <td>平成15年4月1日</td> <td>八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛研郷、甲西町</td> </tr> <tr> <td>香川県</td> <td>さぬき市</td> <td>平成14年4月1日</td> <td>津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町</td> </tr> <tr> <td>岐阜県</td> <td>山県市</td> <td>平成15年4月1日</td> <td>高富町、伊自良村、美山町</td> </tr> <tr> <td>長野県</td> <td>千曲市</td> <td>平成15年9月1日</td> <td>更埴市、戸倉町、上山田町</td> </tr> </tbody> </table>			都道府県名	新市(名称)	合併年月日	合併関係市町村	岩手県	北上市	平成3年4月1日	北上市、和賀町、江釣子村	兵庫県	篠山市	平成11年4月1日	篠山町、西紀町、丹南町、今田町	静岡県	静岡市	平成15年4月1日	静岡市、清水市	福岡県	宗像市	平成15年4月1日	宗像市、玄海町	岐阜県	本巣市	平成16年2月1日(予定)	本巣町、真正町、糸貫町、根尾村	都道府県名	新市(名称)	合併年月日	合併関係市町村	東京都	西東京市	平成13年1月21日	保谷市、田無市	山梨県	南アルプス市	平成15年4月1日	八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛研郷、甲西町	香川県	さぬき市	平成14年4月1日	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町	岐阜県	山県市	平成15年4月1日	高富町、伊自良村、美山町	長野県	千曲市	平成15年9月1日	更埴市、戸倉町、上山田町
都道府県名	新市(名称)	合併年月日	合併関係市町村																																															
岩手県	北上市	平成3年4月1日	北上市、和賀町、江釣子村																																															
兵庫県	篠山市	平成11年4月1日	篠山町、西紀町、丹南町、今田町																																															
静岡県	静岡市	平成15年4月1日	静岡市、清水市																																															
福岡県	宗像市	平成15年4月1日	宗像市、玄海町																																															
岐阜県	本巣市	平成16年2月1日(予定)	本巣町、真正町、糸貫町、根尾村																																															
都道府県名	新市(名称)	合併年月日	合併関係市町村																																															
東京都	西東京市	平成13年1月21日	保谷市、田無市																																															
山梨県	南アルプス市	平成15年4月1日	八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛研郷、甲西町																																															
香川県	さぬき市	平成14年4月1日	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町																																															
岐阜県	山県市	平成15年4月1日	高富町、伊自良村、美山町																																															
長野県	千曲市	平成15年9月1日	更埴市、戸倉町、上山田町																																															

協議第8号

新市まちづくり計画検討小委員会の設置について

西脇市・黒田庄町合併協議会に次の小委員会を設置する。

平成15年12月19日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

- 1 小委員会の名称
新市まちづくり計画検討小委員会
- 2 設置目的
新市の一体的な整備及び合併を契機としたまちづくりの方向につ
いて、専門的に協議するため。
- 3 設置期間
関係案件すべての原案完了まで
- 4 委員数
7人

西脇市・黒田庄町合併協議会小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西脇市・黒田庄町合併協議会規約第11条第2項の規定に基づき、西脇市・黒田庄町合併協議会(以下「協議会」という。)の小委員会(以下「小委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び所掌事務)

第2条 小委員会の名称及び所掌事務は、次のとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
新市まちづくり計画検討小委員会	新市まちづくり計画の策定に関し、調査及び審議する事務

(組織)

第3条 小委員会は、協議会の会長(以下「会長」という。)が協議会の委員のうちから指名する委員をもって組織する。

2 小委員会の委員の選出は、8人以内とする。

3 委員の選出区分は、別表のとおりとする。

(委員長等)

第4条 小委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、小委員会の委員の互選とする。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 小委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長の命により又は委員長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第6条 小委員会は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、小委員会における調査及び審議の結果について、協議会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年12月19日から施行する。

別表（第3条関係）

委員の選出区分

委 員	新市まちづくり計画 検 討 小 委 員 会
1号委員	-
2号委員	-
3号委員	7名
計	7名

事前提案事項

協議第9号	新市の事務所の位置について	P 1 ~ P 4
協議第10号	財産の取扱いについて	P 5 ~ P 13
協議第11号	一般職の職員の身分の取扱いについて	P 14 ~ P 19
協議第12号	条例・規則等の取扱いについて	P 20 ~ P 23
協議第13号	町・字の区域及び名称の取扱いについて	P 24 ~ P 25
協議第14号	慣行の取扱いについて	P 26 ~ P 30
協議第15号	各種事業（都市交流事業）の取扱いについて	P 31 ~ P 32
協議第16号	各種事業（広報広聴関係事業）の取扱いについて	P 33 ~ P 35

協議第 9 号

新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置については、次のとおりとする。

平成 15 年 12 月 19 日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会 長 内 橋 直 昭

新市の事務所の位置
<p>新市の事務所の位置は、西脇市郷瀬町 6 0 5 番地（現在の西脇市役所）とする。</p> <p>現在の黒田庄町役場については、当分の間、新市の支所（地域総合事務所）とする。</p>
平成 年 月 日 確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

協定項目	4 新市の事務所の位置について	関係項目	専門部会名	総務・企画部会
			庁舎・事務所の位置	
調整内容	新市の事務所の位置は、西脇市郷瀬町605番地（現在の西脇市役所）とする。 現在の黒田庄町役場については、当分の間、新市の支所（地域総合事務所）とする。			

項目	現		況	
	西脇市		黒田庄町	
位置	西脇市郷瀬町605番地		多可郡黒田庄町喜多165番地の1	
竣工	昭和43年2月1日 (その他) 第2庁舎取得(平成6年7月29日)		昭和45年12月23日 (増築等) 委員会室(S60.6.10)、閲覧室・喫煙室(H13.6.28) (その他) 車庫・倉庫・便所(H13.8.27)	
施設規模	本庁舎 地上2~4階(地下1階) 第2庁舎 地上 1階		庁舎 3階 倉庫 2階	
構造	鉄筋コンクリート造		庁舎 鉄筋コンクリート造 倉庫 鉄骨造	
敷地面積	10,893m ² 本庁舎 9,171m ² 第2庁舎 1,722m ²		1,745m ²	
延床面積	6,790m ² 本庁舎 6,311m ² 第2庁舎 479m ²		2,010m ² 庁舎 1,835m ² 倉庫 175m ²	
職員数	223人 (本庁舎 192、第2庁舎31)		63人	
駐車台数	285台 (内訳) 来客用 70台 公用車 15台 職員用 200台		122台 (内訳) 来客用 21台 公用車 17台 職員用 84台	
最寄駅との距離	JR西脇市駅から 4.5km		JR黒田庄駅から 0.4km	

(注1) 面積は小数点以下は切り捨て

(注2) 職員数は正規・嘱託・臨時等、庁舎(健康づくりセンター11、生涯学習まちづくりセンター18を除く。)に勤務するすべての職員数を含む。

先進事例

新市町名	合併関係市町村	新市の事務所の位置について
篠山市	篠山町、西紀町、丹南町、今田町	新市の事務所の位置は、多紀郡篠山町北新町41番地とする。
西東京市	田無市、保谷市	新市の事務所の位置は、田無市南町5丁目6番13号とする。現在の田無市役所を田無庁舎、現在の保谷市役所を保谷庁舎と呼称する。
宗像市	宗像市、玄海町	<ol style="list-style-type: none"> 1 新市の事務所の位置は、宗像市大字東郷995番地とする。 2 現在の玄海町役場は、支所として2年間存続する。
さいたま市	浦和市、大宮市、与野市	<ol style="list-style-type: none"> 1 新市の事務所の位置は、当分の間、現在の浦和市役所の位置とする。 また、大宮市及び与野市の庁舎については、現庁舎の活用方法について検討するものとする。 2 将来の新市の事務所の位置については、さいたま新都心周辺地域が望ましいとの意見を踏まえ、新市成立後、新市は、交通の事情、他の官公署との関係など、市民の利便性を考慮し、将来の新市の事務所の位置について検討するものとする。 3 将来の新市の事務所の位置については、市民参加による審議会の設置など、その協議方法を含め、新市成立後、速やかに検討を開始するものとする。 また、併せて、新市成立後、速やかに庁舎建設基金を創設するものとする。
さぬき市	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町	当面の新市の事務所の位置を大川郡志度町大字志度5385番地8に置く。
亀山市	亀山市、関町	新市の事務所の位置は、現在の亀山市役所（亀山市本丸町577番地）の位置とする。 現在の関町役場については、新市の支所とする。
光市	光市、大和町	新市の事務所の位置は、光市中央6丁目1番1号（現光市役所）とする。
養父市	八鹿町、養父町、大屋町、関宮町	<ol style="list-style-type: none"> 1 新市の事務所の位置は、養父郡八鹿町八鹿1675番地とする。 2 本庁は八鹿町庁舎とするが、本庁の全機能を収容できないため、本庁機能の一部を養父町庁舎に分散して配置する。 3 養父町、大屋町、関宮町の庁舎に支所を置く。支所は「地域局」と呼ぶ。 4 地域局は住民生活に必要な住民サービス業務等と地域振興を担うものとする。
洲本市・五色町	洲本市、五色町	新市の事務所の位置は、洲本市本町3丁目4番10号（現洲本市役所）に置くものとする。 また、健康福祉等機能を分担する庁舎を五色町内に置くものとする。

関係法令

事務所設置関係法令地方自治法

【地方公共団体の事務所の設置又は変更】

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又は変更するときは、条例で定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するにあたっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

【支庁・地方事務所等の設置】

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

（通知）支所と称するのは、市区町村内の特定区域を限り主として市町村の事務全般にわたって事務を掌る事務所を意味し、衛生、土木、その他特定の事務のみを分掌させる事務所は、法にいう支所ではない。

（実例）支所の設置は、交通不便の地あるいは市町村の配置分合等により従前の市町村役場を廃せず支所とする場合であり、その組織は担当の職員が常時勤務することを要件とする。

（規定事項）事務所の位置は、番地まで規定すべきが原則（行政実例）

「支所」又は「出張所」以外の名は適当でない。

新市の事務所の位置について

新市の事務所については、次のような方式(行政体制)が考えられます。

方式	概要	メリット	デメリット
本庁方式	（新設する場合） ・1市1町の行政機構・組織を1箇所に集約する。 ・既存の庁舎は、支所、出張所にできる。	・事務の効率化が図られる。 ・住民に与える新市誕生の印象は強い。	・多大な建設費用が必要である。 ・支所等での住民サービスが低下しない業務体制を考慮する必要がある。
	（既存の施設を利用） ・1市1町のどちらかの庁舎を増改築し、行政機構・組織を1箇所に集約する。 ・他の庁舎は、支所・出張所にできる。	・事務の効率化が図られる。 ・既存の庁舎を利用するため、建設費用は少ない。	・支所等での住民サービスが低下しない業務体制を考慮する必要がある。
分庁方式	・1市1町の既存施設に行政機構・組織を振り分けて利用する。 （例）総務・住民・福祉・水道・環境部門 A庁舎 産業・経済・建設・教育 B庁舎	・既存施設の利用のため、建設費用は少ない。	・各部門ごとに窓口が分散するため、住民が戸惑う恐れがある。 ・管理上は、非効率的である。
総合支所方式	・管理部門や事務局部門を除き、現在の1市1町の庁舎における行政機構・組織をそのまま残す方式	・住民や職員にとって最も現状に近く、サービスが容易に提供できる。 ・既存施設の利用のため、建設費用は少ない。	・職員数が今と同程度必要であり、合併による人件費等の削減効果が期待できない。 ・新市の一体感が醸成されにくい。

協議第10号

財産の取扱いについて

財産の取扱いについては、次のとおりとする。

平成15年12月19日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

財産の取扱い
両市町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。
平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

協定項目	5 財産の取扱い	関係項目	専門部会名	総務・企画部会
			公有財産及び公の施設、有価証券、出資金等、債務負担行為	
調整内容	両市町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。			

項 目	現 況		備 考		
	西 脇 市	黒 田 庄 町			
主 な 財 産	行政財産	土地	859,589㎡	すべて平成14年度決算	
		建物	150,391㎡		40,530㎡
	普通財産	土地	2,353,685㎡		14,906㎡
		建物	6,579㎡		13,710㎡
	有価証券等	保証金等	0千円		16,000千円
		株券	77,900千円		682千円
	出資による権利	1,119,415千円	17,690千円		
	物 品	124台	45台		
	基 金	6,980,545千円	871,236千円		
	貸 付 金	769,194千円	367,945千円		
債 務	地 方 債	34,905,379千円	13,832,429千円		
	債務負担行為に基づく平成15年度以降の支出予定額	120,551千円	145,991千円		

関係法令

地方自治法

(市町村の廃置分合及び境界変更)

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基づき、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を自治大臣に届け出なければならない。

(第2項、第3項 省略)

4 第1項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

5 第1項、第3項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(財産の管理及び処分)

第237条 この法律において「財産」とは公有財産、物品及び債権並びに債務をいう。

先進事例

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
篠山市	篠山町、西紀町、丹南町、今田町	平成11年4月1日	4町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新町(市)に引き継ぐものとする。畑財産区有財産は、畑財産区有財産として、新町(市)に引き継ぐものとする。
西東京市	田無市、保谷市	平成13年1月21日	2市の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。
さぬき市	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町	平成14年4月1日	5町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。
静岡市	静岡市、清水市	平成15年4月1日	両市の所有する財産及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐものとする。
瑞穂市	穂積町、巢南町	平成15年5月1日	穂積町及び巢南町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

1 土地及び建物（平成14年度末現在）

項 目		西 脇 市		黒 田 庄 町		
		土 地	建 物	土 地	建 物	
行政財産	公用財産	市町庁舎	10,893	6,790	1,745	2,010
		警察（消防）施設	71	221	805	419
		その他	16,159	3,936	38,479	5,130
		計	27,123	10,947	41,029	7,559
	公共用財産	学 校	234,081	56,148	48,881	19,349
		公営住宅	60,564	32,765	8,514	4,684
		公 園	317,724	1,825	17,789	291
		その他	220,097	48,706	80,064	8,647
		計	832,466	139,444	155,248	32,971
	行政財産計		859,589	150,391	196,277	40,530
普通財産	山 林	2,230,868		136		
	そ の 他	122,817	6,579	14,770	13,710	
	普通財産計	2,353,685	6,579	14,906	13,710	
合 計		3,213,274	156,970	211,183	54,240	

行政財産 = 公有財産のうち、地方公共団体において現に公用若しくは公共用に供し、又は供するものと決定した財産

普通財産 = 行政財産以外の一切の公有財産。直接特定の行政目的のために供されるものではなく、地方公共団体が一般私人と同等の立場でこれを所有し、その経済的価値を發揮させるために管理する財産

2 有価証券及び出資による権利（平成14年度末現在）

項 目		西 脇 市	黒 田 庄 町
有 価 証 券 等	保 証 金 等	0	16,000
	株 券	77,900	682
	計	77,900	16,682
出 資 に よ る 権 利	出 資 金	152,330	7,330
	出 損 金	967,085	10,360
	預 託 金	0	0
	計	1,119,415	17,690
合 計		1,197,315	34,372

3 物品（平成14年度末現在）

項 目	西 脇 市	黒 田 庄 町
車 両	60	44
医 療 機 器	10	
事 務 機 器	11	
そ の 他	43	1
合 計	124	45

4 基金（平成14年度末現在）

項 目	西 脇 市	黒 田 庄 町
一般会計財政調整基金	2,568,172	333,559
国民健康保険特別会計財政調整基金	745,602	65,237
商業振興基金	915	
図書館充実基金	3,083	
交通遺児基金	18,692	
経緯度公園整備基金	1,239	
青少年健全育成振興基金	3,816	
職員等の研修基金	11,050	
幼児等教育振興基金	11,419	
減債基金	199,909	155,849
地域福祉基金（地域福祉事業基金）	358,496	105,744
農業集落排水事業基金	232,960	
環境基金	93,919	
公共施設整備基金	1,619,976	
公営墓地基金	25,612	
経緯度地球科学館整備基金	13,968	
介護保険財政調整基金	25,327	
ガス事業清算基金	146,351	
小学校建設基金		600
公営住宅建設基金		950
斎場建設基金		22,002
生活情報システム整備基金		54,754
水源対策基金		390
社会福祉事業基金		404
土地開発基金（現金）	181,695	48,974
土地開発基金（土地）	709,344	82,773
用品調達基金	4,000	
国民健康保険出産資金貸付基金	5,000	
合 計	6,980,545	871,236

6 地方債（平成14年度末現在）

項 目		西 脇 市	黒 田 庄 町
普 通 会 計	一般公共事業債	1,200,364	40,542
	一般単独事業債	3,879,545	1,361,921
	公営住宅建設事業債	1,122,422	481,834
	義務教育施設整備事業債	824,866	711,895
	辺地対策事業債	60,100	6,194
	災害復旧事業債	8,665	5,925
	一般廃棄物処理事業債		169,039
	厚生福祉施設整備事業債	801,265	
	転貸債	2,690	45,067
	地域改善対策特定事業債	1,028	71,138
	財源対策債	354,737	153,807
	減収補てん債	10,950	625
	臨時財政特例債	112,353	
	公共事業等臨時特例債	9,789	
	減税補てん債	1,111,843	195,840
	臨時税収補てん債	234,316	41,540
	臨時財政対策債	554,400	207,100
	調整債	15,861	2,243
	県貸付金	409,041	117,580
	その他	75,950	
	計	10,790,185	3,612,290
特 別 ・ 企 業 会 計	下水道事業債	13,824,400	5,647,332
	農業集落排水事業債	4,231,683	3,508,776
	老人保健施設整備事業債	1,274,751	
	水道事業債	2,318,241	1,064,031
	簡易水道事業債	141,765	
	病院事業債	2,324,354	
		計	24,115,194
合 計		34,905,379	13,832,429

7 債務負担行為

項 目	西 脇 市	黒 田 庄 町
	平成15年度以降の支出予定額	平成15年度以降の支出予定額
物件の購入に係るもの	29,587	145,991
債務保証又は損失補償に係るもの		
そ の 他	90,964	
合 計	120,551	145,991

協議第11号

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

平成15年12月19日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

一般職の職員の身分の取扱い

両市町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一する。

職員の給料については、適切な職員の処遇を行うための方針を整理し、具体的な実施に当たっては、新市において財政状況を考慮しつつ段階的に調整する。

平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い	関係項目	専門部会名	総務・企画部会
			職員の定数、職員の給与事務、その他職員（職名及び補職名）	
調整内容	<p>両市町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一する。</p> <p>職員の給料については、適切な職員の処遇を行うための方針を整理し、具体的な実施に当たっては、新市において財政状況を考慮しつつ段階的に調整する。</p>			

1 両市町の職員数

(単位：人)

項目		西脇市		黒田庄町	
職員定数及び実職員数		条例定数	実職員数	条例定数	実職員数
区分	市町長の事務部局の職員	564	559	85	82
	議会事務局の職員	4	3	3	2
	選挙管理委員会事務局の職員	3	1	2	兼務（総務課）
	監査委員事務局の職員	3	3	1	”（議会事務局）
	農業委員会事務局の職員	5	3	2	1
	教育委員会事務局の職員	94	70	26	22
	地方公営企業会計の職員	29	17	8	5
合計		702	656	127	112
<p>平成15年4月1日現在 西脇市の職員数には、病院事業関係職員を含みます。</p>					

2 職名等

職の名称

区 分	西 脇 市	黒 田 庄 町
職 名	事務吏員、事務員 技術吏員、技術員 技能員 教諭、養護教諭 嘱託	事務吏員 技術吏員 その他の職員（幼稚園の教諭及び助教諭、事務員並びに技術員、 自動車運転手、用務員）
職 制 名	理事、主幹、主査甲、主査乙	
補 職 名	理事、技監、部長、次長、課長、主幹、課長補佐、主査、主任 班長、主任 園長 局長、部長、医長 技師（薬剤）長、技師（薬剤）長補佐、副技師（薬剤）長、主任 看護局長、看護局次長、看護師長、副看護師長、主任	参事、課長、副課長 課長補佐、主査、主事、技師、主事補、技師補

地位別職員数（一般行政職）【地方公務員定員管理調査第8表】

（単位：人）

区 分	西 脇 市	黒 田 庄 町
部 長 級	9	
部 次 長 級	16	
課 長 級	32	12
課 長 補 佐 級	33	19
係 長 級	42	
その他の吏員・その他	105	34

3 職員の給与

給料表、手当等の状況

項 目	西 脇 市	黒 田 庄 町
給 料 表	行政職給料表 行政職給料表 教育職給料表 医療職給料表 医療職給料表 医療職給料表	行政職給料表 行政職給料表
初 任 給 (行政職一般・H15.4.1)	大 学 卒 171,500円 短 大 卒 155,000円 高 校 卒 144,000円	大 学 卒 171,500円 短 大 卒 149,200円 高 校 卒 139,500円
手 当	管理職手当 休日勤務手当 扶養手当 夜間勤務手当 調整手当 宿日直手当 住居手当 期末・勤勉手当 通勤手当 特殊勤務手当 単身赴任手当 時間外勤務手当	管理職手当 休日勤務手当 扶養手当 夜間勤務手当 調整手当 宿日直手当 住居手当 期末・勤勉手当 通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 管理職特別勤務手当
ラスパイレズ指数 (H14.4.1)	99.3	99.2
勸奨退職手当制度	有	有

ラスパイレズ指数とは、一般行政職について、地方公務員と国家公務員の給与水準を、国家公務員の構成を基準として、学歴別、経験年数別平均給与月額を比較し、国家公務員の給料を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したもの。

一般行政職の平均給料(平成15年4月1日現在)

区 分	西 脇 市	黒 田 庄 町
平均給与月額	365,635円	328,600円
平均年齢	44.5歳	39.1歳

初任給及び経験年数平均給与月額（平成15年4月1日現在）

区 分		西 脇 市	黒 田 庄 町
初 任 給	大学卒	171,500円	171,500円
	高校卒	144,000円	139,500円
経験年数10年	大学卒	272,300円	282,500円
	高校卒	237,200円	223,300円
経験年数15年	大学卒	324,700円	324,700円
	高校卒	280,700円	291,200円
経験年数20年	大学卒	357,300円	379,000円
	高校卒	332,200円	332,200円

標準的な昇給モデルによる給与月額。

関係法令

地方公務員法

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

- 2 一般職は、特別職に属する職員以外の一切の職員とする。
- 3 特別職は、次に掲げる職とする。

就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

の2 地方開発事業団の理事長、理事及び幹事の職

の3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業庁の職

法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職
で臨時又は非常勤のもの

臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらに準ずる者の職

地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

非常勤の消防団員及び水防団員の職

市町村の合併の特例に関する法律

（職員の身分取扱い）

第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員として身分を保有するように措置しなければならない。

- 2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

先進事例

市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の方針
篠山市	篠山町、西紀町、丹南町、今田町	平成11年4月1日	<p>篠山町、西紀町、丹南町、今田町及び多紀郡広域行政事務組合の一般職の職員は、すべて新町（市）の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、各区毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p>
西東京市	田無市、保谷市	平成13年1月21日	<p>2市の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>職員数について、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>職名及び任用要件については、人事管理及び処遇の適正化の観点から、調整し統一を図る。</p> <p>給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。</p> <p>なお、現職員については、現給を保障する。</p>
さぬき市	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町	平成14年4月1日	<p>津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の一般職の職員は、すべて新市に引き継ぐものとする。</p> <p>職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、市長の事務部局や教育委員会の事務部局、議会の事務部局の職員など、区分ごとの定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定数適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>職員の職名については、合併時に調整する。</p> <p>現職員については、現給を保障する。</p>
静岡市	静岡市、清水市	平成15年4月1日	<p>両市の一般職は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p>
瑞穂市	穂積町、巢南町	平成15年5月1日	<p>穂積町及び巢南町の一般職の職員は、合併特例法第9条第1項の規定により、すべて新市に引き継ぐものとする。</p> <p>職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p>

協議第12号

条例・規則等の取扱いについて

条例・規則等の取扱いについては、次のとおりとする。

平成15年12月19日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

条例・規則等の取扱い
<p>協議会で、協議・確認された各種事務事業等の調整方針に基づき、以下の区分により整備するものとする。</p> <p>合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの</p> <p>合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの</p> <p>合併後、逐次制定し、施行させることとするもの</p>
平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

		専門部会名	総務・企画部会
協定項目	11 条例・規則等の取扱い	関係項目	
調整内容	協議会で、協議・確認された各種事務事業等の調整方針に基づき、以下の区分により整備するものとする。 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの		

新合併の場合、新市発足時は、西脇市・黒田庄町の条例・規則すべてを失効することとなる。このため、新市において新たな条例・規則を制定し、施行する必要がある。

なお、条例、規則等の制定に当たっては調整方針に基づき整備し、以下の区分により施行するものとする。

施行の方法による区分

- 1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの

【制定手続による分類】

- 条例 …… 市長職務執行者の専決処分により制定し施行する。（地方自治法第179条第1項）
- 規則、訓令、その他 …… 市長職務執行者の職権により制定し施行する。（地方自治法施行令第15条第1項）

- 2 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。（給付サービスの事務事業で、新市誕生の日から市の全域で実施が難しいもの等）
 新市の条例、規則が制定されるまでの間の暫定措置として、従来その地域（旧市町域）に施行されていた条例、規則を新市の条例、規則として引き続き施行させる。（地方自治法施行令第3条）

- 3 合併後逐次制定し、施行させることとするもの
 市長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの。（議案提出権が市長にない条例、各行政委員会の規則等）
 新市発足時には必要がないが、合併後、逐次制定し、施行させるもの

例規集登録数

	西脇市	黒田庄町	2市町合計	平成15年4月1日現在
条 例	178本	142本	320本	
規 則	180本	118本	298本	
その他(規程、告示等)	122本	67本	189本	
合 計	480本	327本	807本	

先進事例

新市町名	合併期日	調 整 方 針
あきる野市	平成7年9月1日	<ol style="list-style-type: none"> 2市町同一又は一方のみに定めている条例、規則等については、基本的に現行の例によるものとし、双方に相違又は類似している条例、規則等については、いずれかを基本として整理又は双方協議調整して統一を図り、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。 使用料、手数料、補助金又は各種事務事業の取扱い等の協議と関係する2市町の条例、規則等については、それぞれの調整方針を踏まえて規定の整理を行うものとする。
篠山市	平成14年4月1日	<ol style="list-style-type: none"> 4町及び多紀郡広域行政事務組合が制定している条例、規則等について、同一又は1団体のみが制定しているものについては、原則として現行どおりとする。 類似、相違又は数団体に指定されているものについては、いずれかを基本に調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な処置を講ずるものとする。 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って調整する。
西東京市	平成13年1月21日	<p>条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議、承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 合併と同時に市長職執行者の専決処分により、即時制定し、施行させるもの 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの 合併後、逐次制定し、施行させるもの
山 県 市	平成15年4月1日	<p>条例・規則の制定については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう、整備するものとする。</p>

関係法令

地方自治法

(条例)

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定しなければならない。

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

(第3項 省略)

(規則)

第15条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

(第2項 省略)

(長の専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第133条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

地方自治法施行令

(長の職務を暫定的に行うもの)

第1条の2 普通地方公共団体の設置があった場合においては、従来当該普通地方公共団体の属していた関係地方公共団体の長であった者(地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であったものを含む。)のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

(条例・規則の暫定的施行)

第3条 普通地方公共団体の設置があった場合においては、第1条の2の規定により普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。

協議第13号

町・字の区域及び名称の取扱いについて

町・字の区域及び名称の取扱いについては、次のとおりとする。

平成15年12月19日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

町・字の区域及び名称の取扱い

西脇市及び黒田庄町の大字又は字の区域については、現行のとおりとする。

西脇市の大字名及び字名は現行のとおりとする。

黒田庄町の大文字名は、現行の大文字名の前に現町名（黒田庄町）を付した大文字名とし、字名については現行のとおりとする。

平成 年 月 日確認

協議第14号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについては、次のとおりとする。



平成15年12月19日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

慣行の取扱い
市章については、新市発足までに調整する。 市民憲章については、新市において調整する。 市の木については、新市において調整する。 市の花については、新市において調整する。 新都市像については、新市において調整する。 名誉市民については、新市に引き継ぐ。 市民表彰については、新市において調整する。 宣言については、新市において調整する。 市歌については、新市において調整する。
平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

		専門部会名	企画・総務部会
協定項目	18 慣行の取扱い	関係項目	慣行、儀式及び表彰
調整内容	<p>市章については、新市発足までに調整する。 市民憲章については、新市において調整する。 市の木については、新市において調整する。 市の花については、新市において調整する。 新都市像については、新市において調整する。 名誉市民については、新市に引き継ぐ。 市民表章については、新市において調整する。 宣言については、新市において調整する。 市歌については、新市において調整する。</p>		

現 況		調 整 方 針
西 脇 市	黒 田 庄 町	
<p>市章 昭和39年4月1日制定 二つの「シ」を図案化して”ニシ”を表し、市内を流れる二つの川（加古川、杉原川）の合流地にひらける西脇市の飛躍と調和を象徴しています。</p>  <p>市民憲章 昭和43年2月15日制定 わたしたちの西脇市は、織物を産業の中心として美しい自然の中で栄えてきました。 わたしたちは、これらの輝かしい伝統をのびし、さらに創意と工夫を加えて流動激しい今日の社会に対処し、より美しくより豊かな近代的都市づくりに力強く前進して、次の世代に引継ぐ責務を有します。</p>	<p>町章 昭和36年12月18日制定</p>  <p>町民憲章 昭和60年3月制定 わたしたち黒田庄町は、すばらしい風土と由緒ある歴史のなかで発展してきた町です。 わたしたちは、このふるさとを愛し、育てるために、誇りと責任をもって、この憲章を定めます。</p>	<p>市章については、新市発足までに調整する。</p> <p>市民憲章については、新市において調整する。</p>

現 況		調 整 方 針
西 脇 市	黒 田 庄 町	
<p>わたしたち西脇市民は、この願いをこめてここに市民憲章を制定します。</p> <p>わたしたち西脇市民は</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 明朗で誠実な人になりましょう 1 健康で明るい家庭をつくりましょう 1 清潔で住みよいまちをつくりましょう 1 清新で豊かな都市をつくりましょう 1 青少年の夢と希望を育てましょう <p>市の木 昭和47年4月1日制定 杉 男性的な風格をもって、空高く雄大に伸びる姿に市勢発展の夢を託しています。</p> <p>市の花 昭和47年4月1日制定 しばざくら 四季を通じて織物を敷きつめたような美しい花と葉の柄模様は播州織の中心地である西脇市にふさわしい花です。</p> <p>新都市像 昭和50年4月1日制定 わたしたちのまち西脇市は、美しい自然環境の中で織物を産業の中心として栄えてきました。 これからも輝かしい伝統をいっそう伸ばしていきながら、激しい社会発展にたくましく適応させつつ、西脇市を北播地域における彫りの深い豊かな中核都市へ育てていくため、ここに新都市像を制定します。</p>	<p>わたしたち黒田庄町民は</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、愛し愛される人になりましょう。 <ul style="list-style-type: none"> ・明朗で誠実な人になりましょう。 ・人のため世のためにつくす人になりましょう。 ・教養をたかめ、豊かな心をもつ人になりましょう。 1、健康で明るい家庭をきずきましょう。 <ul style="list-style-type: none"> ・思いやりと秩序のある家庭をつくりましょう。 ・何でも話しあえるなごやかな家庭をつくりましょう。 ・隣近所と親交を深め、ゆずりあい、たすけあいましょう。 1、活力ある豊かな町をつくりましょう。 <ul style="list-style-type: none"> ・時勢におくれず、知恵と力を出しあいましょう。 ・差別のない明るい町をつくりましょう。 ・自然と文化を守り、清新な町をつくりましょう。 <p>町民の木 昭和47年11月18日制定 (黒松)くろまつ</p> <p>町民の花 昭和47年11月18日制定 (菊)きく</p> <p>新都市像 -</p>	<p>市の木については、新市において調整する。</p> <p>市の花については、新市において調整する。</p> <p>新都市像については、新市において調整する。</p>

現 況		調 整 方 針
西 脇 市	黒 田 庄 町	
<p>わたしたちのまち西脇市は、 「緑と清流の文化・工芸都市」をめざし、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自然と歴史を守る郷土色豊かな地方都市 2 心の豊かさをねがう文化教育都市 3 伝統産業を高めつつ、ひろく産業を開発する工芸都市 4 北播地域における新しい生活・文化・経済の中核都市 5 「市民憲章」を実践する人権尊重都市 <p>以上を具体的な目標とします。</p> <p>名誉市民 昭和62年1月5日制定 該当者なし</p> <p>市民表彰 ア 市政功勞表彰（市長が行う） ・地方自治の進展に貢献した者 ・教育、体育、学術その他の文化の振興に貢献した者 ・保健衛生、社会福祉の向上等に尽力したもの ・産業経済の開発振興に貢献し、公共の福祉に寄与した者 ・その他特に市長が表彰に値すると認める者</p> <p>イ 善行表彰(市長が行う) ・自己の危険をかえりみないで人命を救助した者 ・災害の発生に際し、有効適切な行為により、その被害を最小限にとどめた者 ・地域社会のため献身的な奉仕活動を行い、一般の模範となる者 ・公益のため金品を寄附し、又は奇特の行為があつて、かつ、市民の模範となる者 ・前各号に定めるもののほか、表彰することが適当と認められる者</p>	<p>名誉町民 -</p> <p>町民表彰 ア 功勞表彰（町長が議会の認定を経て行う） ・以下同左</p> <p>イ 善行表彰(町長が行う) ・以下同左</p>	<p>名誉市民については、新市に引き継ぐ。（現在のところ該当者なし）</p> <p>市民表彰については、新市において調整する。</p>

現 況		調 整 方 針
西 脇 市	黒 田 庄 町	
<p>宣言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界連邦都市宣言 昭和35年 3月30日 ・非核平和都市宣言 昭和62年 5月21日 ・ゆとり宣言 平成 2年 3月28日 ・暴走族追放宣言 平成 3年 9月24日 ・環境宣言 平成 4年12月18日 ・部落差別撤廃宣言 平成 5年 9月22日 <p>西脇市歌（昭和27年4月）</p> <p>朝日ひたさす 比也の谷 映ゆる鈴堀 伊夜の丘 みどりに光る 都麻の野や 秋は黄金の 実を結ぶ 伸びる西脇 展けわが市</p> <p>加古の高瀬に 立つにじの かけはしにおう 綾にしき ゆたかに染めて 織るところ のぼる煙も 雲に入る 伸びる西脇 展けわが市</p> <p>多可の峰々 咲く花と きおい立つ日ぞ はずみある われらの歩み すこやかに 手に手とりつつ いざゆかん 伸びる西脇 展けわが市</p>	<p>宣言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非核平和の町宣言 昭和60年 3月28日 ・暴走族追放宣言 平成 3年10月 9日 ・自治体環境宣言 平成 4年10月 6日 ・部落差別撤廃宣言 平成 5年 6月24日 <p>町歌 -</p>	<p>宣言については、新市において調整する。</p> <p>市歌については、新市において調整する。</p>

協議第15号

各種事業（都市交流事業）の取扱いについて

各種事業（都市交流事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成15年12月19日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

各種事業（都市交流事業）
姉妹都市・友好都市については、合併後も交流を継続する。
平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

協定項目	22-1 各種事業(都市交流事業)の取扱いについて	関係項目	専門部会名	総務・企画部会
			姉妹都市・友好都市事業	
調整内容	姉妹都市・友好都市については、合併後も交流を継続する。			

現 況		西 脇 市	黒 田 庄 町
姉 妹 都 市		レントン市(アメリカワシントン州)	
姉 妹 都 市 提 携		昭和44年7月11日	
合 意 内 容		(市民の自由な意志に基づいて)相互に教育、文化その他あらゆる分野での交流を図り、相互理解と友好を深め、永続的な友好関係を確立し、日米の親善に寄与する。	
姉妹都市提携の主な理由		日米交換学生(米国人)が、西脇市をレントン市に紹介したのがきっかけ	
交 流 実 績		・中学生使節団の相互派遣(昭和62年~) ・市民団の相互派遣(5年に1回程度)	
レ ン ト ン 市 の 現 況		・人口 44,000人 ・シアトル市の南方約10kmにあり、ボーイング社の工場等を有する工業都市	
友 好 都 市		富良野市(北海道)	
友 好 都 市 提 携		昭和53年10月20日	
合 意 内 容		友好親善の促進を図り、地方都市の個性と魅力を広く内外に誇示し、両市の絆をさらに強化するための方策を展開する。	
友好都市提携の主な理由		「北海道のへそ」と「日本のへそ」という「へそ」の取り持つ縁で提携したものの	
交 流 実 績		・北海へそ祭り、織物まつり、へそマラソン等での相互交流(職員、市民団の派遣等) ・職員人事交流(平成14年度)	
富 良 野 市 の 現 況		・人口約27,000人の農業・観光都市	

協議第16号

各種事業（広報広聴関係事業）の取扱いについて

各種事業（広報広聴関係事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成15年12月19日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

各種事業（広報広聴関係事業）

広報誌については、新市においても定期的に発行する。
市勢要覧については、新市において作成する。
ホームページについては、新市において開設する。
広聴活動については、新市において調整する。

平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

協定項目	22-3 各種事業(広報広聴関係事業)の取扱いについて	関係項目	専門部会名	総務・企画部会
			広報、広聴、相談業務	
調整内容	広報誌については、新市においても定期的に発行する。 市勢要覧については、新市において作成する。 ホームページについては、新市において開設する。 広聴活動については、新市において調整する。			

項目	現		況	
	西脇市		黒田庄町	
広報誌	・名称 広報にしわき ・発行日 毎月1日 ・ページ数 20～24ページ ・発行部数 14,300部 ・配布先 市内全世帯。市外は希望者と公共機関 ・配布方法 区長、町内会長、自治会長を通じて配布。市外は郵送	・名称 広報くろだしょう ・発行日 毎月1日 ・ページ数 約22ページ ・発行部数 2,570部 ・配布先 町内全世帯。町外は、希望者と公共機関 ・配布方法 町内は各区長を通じて配布。町外は郵送		
市町勢要覧	・発行 14年3月 ・部数 3,000部	・発行 平成14年4月 ・部数 5,500部		
ホームページ	・開設 平成9年10月	・開設 平成13年2月		
広聴活動 (相談活動)	・陳情・要望の受付		・陳情・要望の受付	
	・市政懇談会の開催		・住民懇談会の開催	
	・法律相談 毎月第2、第4金曜日 ・行政相談 毎月第1、第3金曜日	・法律相談 年6回 ・行政相談 年5回		

先進地事例

新居浜市

広報広聴事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

さぬき市

新市においても広報誌を発行することとし、発行日は毎月15日、発行回数は年12回とする。また、配布は自治会を通じて行う。

新市においてホームページを開設する。

大川町、寒川町、長尾町の各有線テレビは合併時に統合する。ただし、チャンネルは現行のとおりとする。なお、津田町、志度町への拡張事業は、新市において実施する。

津田町の防災無線、志度町のオフトーク通信は、有線テレビの供用開始まで現行のとおりとする。

相談業務等については、新市において、現行の相談業務が実施できるよう調整する。

東かがわ市

相談事業については新町において現行の相談事業が実施できるよう調整する。広報紙については毎月発行する。その他の広聴広報関係については、新町において調整する。

あさぎり町

広報関係については次のとおり取扱うものとする。

広報紙については月1回発行する。また町外の配布物については、従来の情報提供が低下しないよう、新町において調整する。

県外等における広報活動については、特産物と併せ新町のイメージアップが図れるよう、新町において新たな施策を展開することとする。

県外在住者の既存の組織に対しては新町においても引き続き支援することとし、新たな、ふるさと会等の組織結成については、新町において積極的に協力する。

・広聴関係の行政座談会については、年1回開催する。また、住民の行政に対する意見、要望等の広報手段は、新町において十分配慮する。

さいたま市

広報誌等の広報事業については、合併時に統合し、引き続き情報の提供に努める。

市民提案制度の広聴事業については、合併後速やかに充実を図るものとする。